

所管事項調査②

目次

ページ

1	令和7年度地方税制改正に伴う長崎市税条例の一部改正について	2
(1)	二輪車（原動機付自転車）の車両区分の見直し	
2	長崎市地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除 に関する条例の一部改正について	3～4
3	長崎市半島振興対策実施地域を振興するための固定資産税の課税免除に関する条例の一部 改正について	5～6
	【参考①】今後議案提出予定項目	7
	【参考②】条例改正を要しない税制改正項目	8～9
4	使用料・手数料の見直しの方針について	10～28

財 務 部

令和7年2月

1 令和7年度地方税制改正に伴う長崎市税条例の一部改正について

(1) 二輪車（原動機付自転車）の車両区分の見直し（市税条例第55条）

ア 改正の背景

令和7年11月から適用される「国内第4次排ガス規制」において、二輪車から排出される炭化水素、窒素酸化物等の排ガス規制が強化されたことにより、従来の50cc以下の原動機付自転車では規制への適合ができず、今後の生産・販売の継続が困難となった。

こうしたなか、令和6年11月に改正道路運送車両法施行規則が施行され、原動機付自転車の範囲等が見直され、引き続き現行の「原付免許」で運転可能な「新基準原付」が新設されたことから、新たな税率区分を設けるもの。

イ 改正の内容

125cc以下のクラスのバイクの最高出力を4.0kw（50cc相当）以下に制御したバイクを「新基準原付」とし、50cc以下の原動機付自転車と同様の税率及び課税標識（ナンバープレート）とする。

【原動機付自転車の税率区分】

	総排気量及び出力	税率	登録台数	課税標識	
	50cc以下または定格出力0.6kw以下のもの	2,000円/年	22,207台	白色	50cc以下の原付は生産・販売の継続困難(ただし現行の50cc以下の原付は規制の対象外のため使用可)
新設	125cc以下で最高出力4.0kw以下のもの	2,000円/年	—	白色	→新基準原付
	50ccを超え90cc以下または定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの	2,000円/年	1,525台	黄色	
	90ccを超え125cc以下または定格出力が0.8kwを超え1.0kw以下のもの	2,400円/年	13,565台	桃色	

ウ 影響額

影響なし

エ 施行日

令和7年4月1日（根拠法令：地方税法（令和7年3月下旬に改正予定））

2 長崎市地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

(1) 条例の概要

- ▶ 長崎県が定める「長崎県地域未来投資促進基本計画（以下、「県計画」）」に基づき、県知事から承認を受けた事業者で、県計画で掲げる促進区域内で、事業の用に供する設備等を取得した場合に、対象資産に係る固定資産税を3年間課税免除するもの。
- ▶ 総務省令（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令）による地方税の減収補填措置の終期に合わせ、条例の失効期限を令和7年3月31日としている。

(2) 改正理由

- ▶ 地方税の課税免除等に伴う減収補填措置が講じられる場合等を定めた総務省令が、令和7年度税制改正において、補填期間が3年延長予定であることに伴い、条例を改正する。

(3) 改正内容

- ▶ 適用期限を3年延長（R7.3.31まで⇒R10.3.31まで）

	改正前	改正後
総務省令 (減収補填)	国が基本計画に同意した日から 令和7年3月31日まで	国が基本計画に同意した日から 令和10年3月31日まで
本市条例 (第3条)	基本計画の同意の日 (※) から 令和7年3月31日まで	基本計画の同意の日 (※) から 令和10年3月31日まで

※ 基本計画の同意の日：平成29年9月29日

(4) 施行日 公布の日

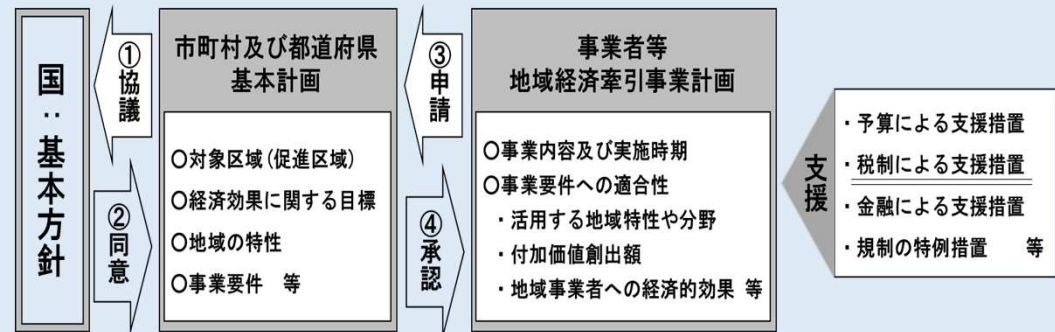
(ただし、令和10年3月31日限り、その効力を失う)

根拠法令：地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（令和7年3月下旬に改正予定）

【参考】地域経済牽引事業に係る支援措置の概要

根拠法令：地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律【地域未来投資促進法】

目的：地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進する。



【税制による支援措置】

国税 法人税等の特別償却又は税額控除

地方税 不動産取得税・固定資産税の軽減

《地方税の減収補てん措置》

- ・ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
- ・ 同法第26条の地方公共団体等を定める総務省令（減収補てん措置の対象となる地方公共団体や施設、取得時期等を定めたもの）

条例による課税免除

条例による課税免除の内容等

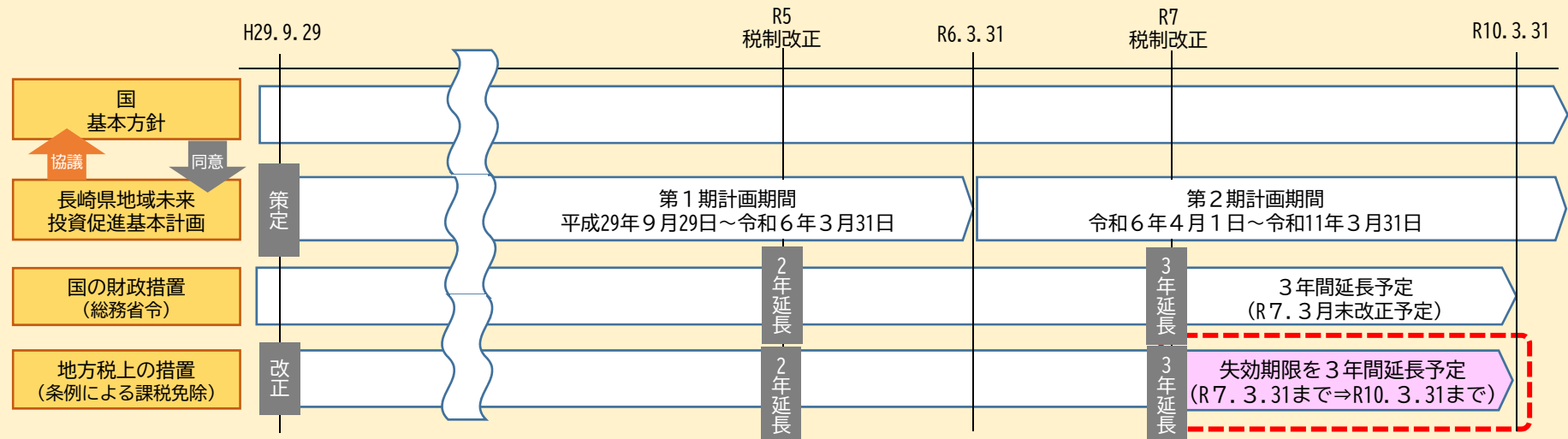
対象税目 (対象資産)	固定資産税（土地・家屋・償却資産【構築物】）
措置内容 (期間)	課税免除 (新たに課税されることとなる最初の年度以降 3年間)
対象事業者	県計画に基づき、次の事業要件を満たす地域経済牽引事業計画を策定し、県知事から承認を受けた事業者で、県計画で掲げる促進区域内で、事業の用に供する設備等を取得した者
地域経済牽引事業の要件	① 地域の特性の活用 ② 高い付加価値の創出 ③ 地域の事業者に対する経済的効果
対象地域	全域
対象分野	① 造船関連産業等の集積を活用した成長ものづくり分野 ② アジ・サバ・ばれいしょ等の農林水産資源を活用した食品関連産業分野 ③ 世界遺産等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり関連分野 ④ 造船関連技術等の蓄積を活用した環境・エネルギー関連分野 ⑤ 電子部品・デバイス・電子回路製造業やソフトウェア開発関連産業等の集積を活用した第4次産業革命関連分野

取得価額	● 農林漁業及びその関連業種：5,000万円超 ● その他の業種：1億円超
設備等の取得期限	基本計画の同意日から令和7年3月31日まで（土地は、取得の日の翌日から起算して1年以内に、家屋の建設に着手したものに限り）
関係法令	地域未来投資促進法第26条及び市の課税免除条例

【適用実績】

年度	適用件数			免除額等		
	新規	継続	計	免除額	減収補填額	実質負担額
R4	2件	2件	4件	86,933千円	65,200千円	21,733千円
R5	1件	3件	4件	171,653千円	128,740千円	42,913千円
R6見込	0件	3件	3件	153,656千円	115,242千円	38,414千円

長崎県地域未来投資促進基本計画と税制上の措置の関係（イメージ）



3 長崎市半島振興対策実施地域を振興するための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

(1) 条例の概要

- 長崎市産業振興促進計画で半島振興対策実施地域として指定された区域において、製造業等の事業者が対象業種の用に供する設備等を取得した場合に、対象資産に係る固定資産税を3年間課税免除するもの。
- 半島振興法と失効日（平成37年3月31日）を同じにしている。

(2) 改正理由

- 半島振興法及び「長崎市産業振興促進計画」の期限が令和7年3月31日までとなっているが、半島振興法の延長を前提に「新長崎市産業振興促進計画」を策定することとしているため、これらに併せて条例を改正する。

(3) 改正内容

- 適用期限を改正半島振興法の失効日まで延長

	改正前	改正後
半島振興法	半島振興法の施行日 から 平成37年3月31日まで	半島振興法の施行日 から 改正半島振興法の 失効日まで※
本市条例 (附則)	平成37年3月31日まで	改正半島振興法の 失効日まで※

※ 半島振興法が10年延長予定であることから、本市条例の適用期限もこれに合わせる

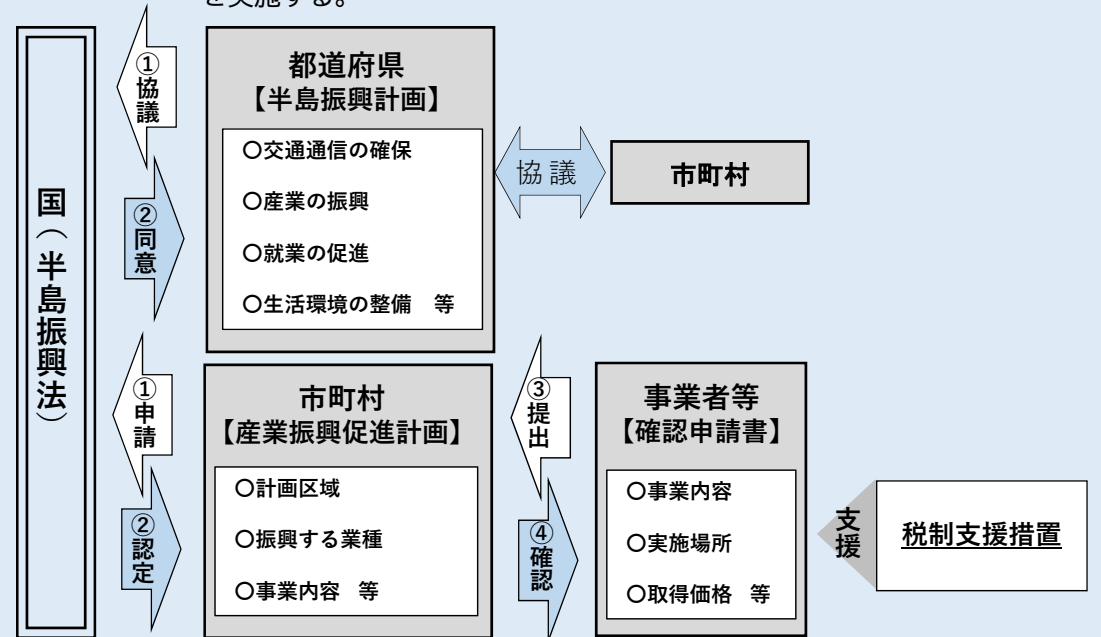
(4) 施行日 公布の日

(ただし、改正半島振興法の失効日限り、その効力を失う)
根拠法令：半島振興法（令和7年3月下旬に改正予定）

【参考】産業振興促進計画に係る支援措置の概要

根拠法令：半島振興法

目的：国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を果たしている半島地域について、三方を海に囲まれ平地に恵まれない等の制約から産業基盤及び生活環境の整備等について低位にあることに鑑み、広域のかつ総合的な対策を実施する。



【税制による支援措置】

国 税 法人税等の割増償却（5年間）

地方 税 事業税・不動産取得税・固定資産税の軽減

条例による課税免除

条例による課税免除の内容等

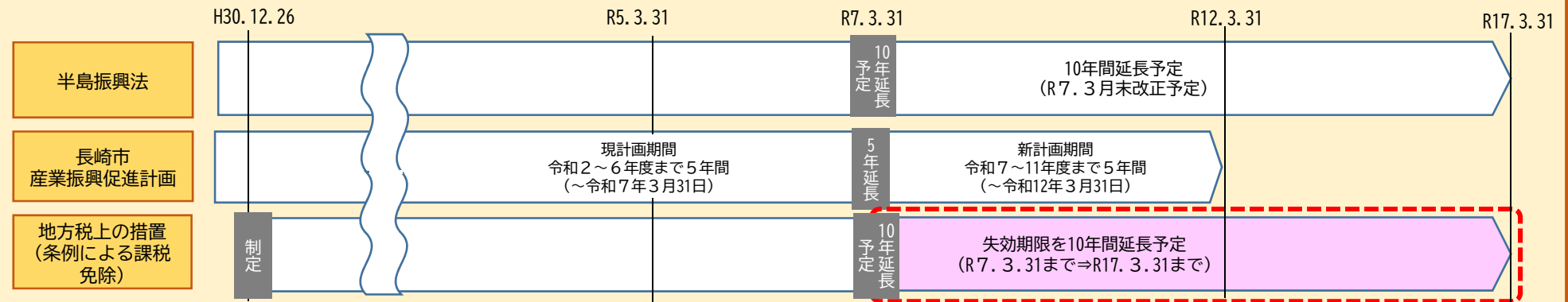
対象税目 (対象資産)	固定資産税（土地・家屋・償却資産【機械・装置】）
措置内容 (期間)	課税免除 (新たに課税されることとなる最初の年度以降 3年間)
対象事業者	県が定める半島振興計画に基づき、市が定める産業振興促進計画に掲げる産業振興促進区域内で、対象業種の用に供する設備等の取得をした者
対象地域	琴海地区
対象業種	① 製造業 ② 旅館業 ③ 農林水産物等販売業 ④ 情報サービス業等
設備等の 取得期限	平成27年4月1日以降に取得したもの（土地は、取得の日の翌日から起算して1年以内に、家屋の建設に着手したものに限り）

取得価額	製造業・旅館業	資本金 5千万円以下	合計 500万円以上
		5千万円～ 1億円以下	合計 1,000万円以上
		1億円超	合計 2,000万円以上
	農林水産物等販売業	合計 500万円以上	
	情報サービス業等	合計 500万円以上	
関係法令	半島振興法第17条及び市の課税免除条例		

【適用実績】

年度	適用件数			免除額等		
	新規	継続	計	免除額	減収補填額	実質負担額
R4	2件	4件	6件	5,078千円		5,078千円
R5	2件	3件	5件	2,677千円		2,677千円
R6見込	1件	4件	5件	2,115千円		2,115千円

長崎市産業振興促進計画と税制上の措置の関係（イメージ）



【令和7年度税制改正について】

半島振興法の延長が予定されており、減収補填措置を定めた半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令についても2年延長されることとなっているが、この半島振興法の減収補填については不均一課税のみで、課税免除をした場合は適用されない。しかしながら、他の旧町地区が利用できる「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」については課税免除を行っているため、同様に条件不利地域の振興を図る観点から、半島振興法に基づく対象事業者についても課税免除を行うもの。

【参考①】 今後議案提出予定項目

1 市たばこ税関係

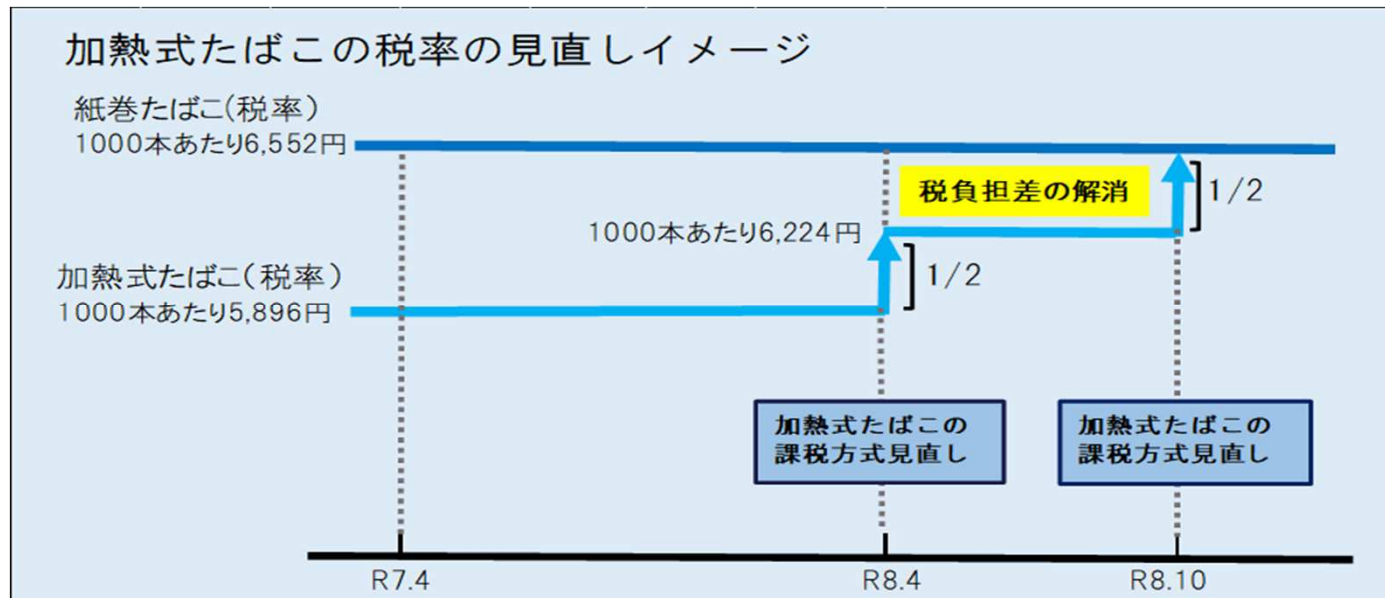
(1) 加熱式たばこの課税方式の見直し（市税条例の附則を新たに新設）

ア 改正の背景

国のたばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においても、紙巻たばこよりも税負担の水準が低く課税の公平性を欠いている加熱式たばこについて、課税の適正化の観点から課税方式を見直す。

イ 改正の内容

現在、加熱式たばこの課税方式はその重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算して課税しているが、紙巻たばこの1本あたりの税額の約9割程度となっている。重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻たばこ1本に換算する方法とする。（激変緩和措置として2段階で課税方式の見直しを実施）



ウ 適用日 令和8年4月1日

【参考②】 条例改正を要しない税制改正項目

1 固定資産税関係

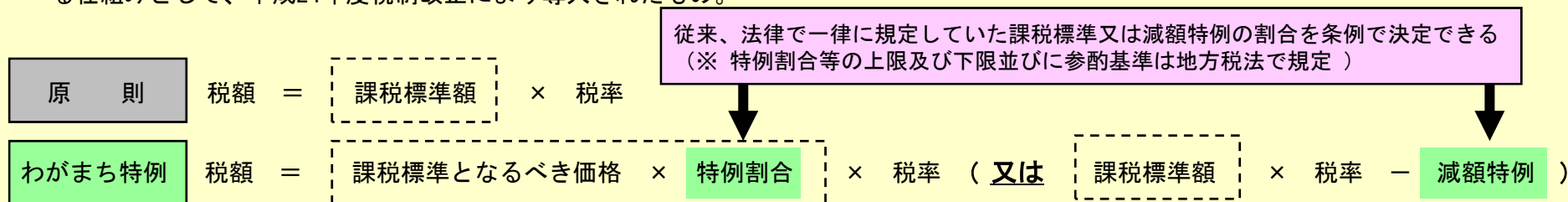
(1) わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の適用期限の延長等（市税条例附則第8条の2）

ア 改正の背景

地方税法に定められた範囲内で、市税条例により課税標準等の特例割合を定めている項目について、令和7年度税制改正に伴い、適用期限の延長や適用要件の変更等が行われるもの。

わがまち特例とは

- 固定資産税の特例措置（新築住宅に対する軽減や、住宅用地に対する特例など）について、地方団体が、税制を通じて地域の実情に応じた政策を展開できるようにするという観点から、国が一律に定めていた内容を、地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みとして、平成24年度税制改正により導入されたもの。



イ 改正の内容

No.	項目	改正内容	特例及び改正の概要	特例割合等（現行）	特例の区分
1	サービス付き高齢者住宅に係る減額措置	延長	政府の補助を受けて新設されたサービス付き高齢者向け貸家住宅に係る減額措置 ① 適用期限を2年延長（～R9.3.31）	【地方税法】 1/2～5/6（参酌基準：2/3） 【条例】 1/2	減額特例
2	長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置	延長・拡充	マンション管理適正化法に基づく管理計画の認定を受け、長寿命化工事が実施されたマンションに係る減額措置 ① 適用期限を2年延長（～R9.3.31） ② 申告手続きの要件を緩和	【地方税法】 1/6～1/2（参酌基準：1/3） 【条例】 1/3	減額特例

ウ 長崎市における「わがまち特例」の一覧

令和7年度税制改正で、適用期限の延長等がなされる項目

No.	特例名称		参酌基準（最大～最小）	長崎市の割合	軽減期間	取得期限	特例の区分	
1	家庭的保育事業		1/2（1/3～2/3）	2/3	制限なし	制限なし	特例割合	
2	居宅訪問型保育事業		1/2（1/3～2/3）	2/3	制限なし	制限なし	特例割合	
3	事業所内保育事業		1/2（1/3～2/3）	2/3	制限なし	制限なし	特例割合	
4	公害防止用設備	汚水又は廃液処理施設	1/2（1/3～2/3）	2/3	制限なし	R8.3.31	特例割合	
5	都市再生認定事業	都市再生緊急整備地域	3/5（1/2～7/10）	1/2	5年度分	R8.3.31	特例割合	
6	津波避難施設等	① 指定避難施設	2/3（1/2～5/6）	5/6	5年度分	R9.3.31	特例割合	
		② 協定避難用部分	1/2（1/3～2/3）	2/3	5年度分	R9.3.31	特例割合	
		③ 協定避難用部分（建設中・建設予定）	1/2（1/3～2/3）	2/3	5年度分	R9.3.31	特例割合	
		④ 指定避難用償却資産	2/3（1/2～5/6）	5/6	5年度分	R9.3.31	特例割合	
		⑤ 協定避難用償却資産	1/2（1/3～2/3）	2/3	5年度分	R9.3.31	特例割合	
7	再生可能エネルギー発電設備	① 太陽光	ア 出力1,000kw未満	2/3（1/2～5/6）	1/2	3年度分	R8.3.31	特例割合
			イ 出力1,000kw以上	3/4（7/12～11/12）	7/12	3年度分	R8.3.31	特例割合
		② 風力	ア 出力20kw未満	3/4（7/12～11/12）	7/12	3年度分	R8.3.31	特例割合
			イ 出力20kw以上	2/3（1/2～5/6）	1/2	3年度分	R8.3.31	特例割合
		③ 水力	ア 出力5,000kw未満	1/2（1/3～2/3）	1/3	3年度分	R8.3.31	特例割合
			イ 出力5,000kw以上	3/4（7/12～11/12）	7/12	3年度分	R8.3.31	特例割合
		④ 地熱	ア 出力1,000kw未満	2/3（1/2～5/6）	1/2	3年度分	R8.3.31	特例割合
			イ 出力1,000kw以上	1/2（1/3～2/3）	1/3	3年度分	R8.3.31	特例割合
		⑤ バイオマス	ア 出力1万kw未満	1/2（1/3～2/3）	1/3	3年度分	R8.3.31	特例割合
			イ 出力1万kw以上2万kw未満（下欄以外）	2/3（1/2～5/6）	1/2	3年度分	R8.3.31	特例割合
ウ 出力1万kw以上2万kw未満（一般木質・農作物残さ）	6/7（11/14～13/14）		11/14	3年度分	R8.3.31	特例割合		
8	一体型滞在快適性等向上施設		1/2（1/3～2/3）	1/2	5年度分	R8.3.31	特例割合	
9	サービス付き高齢者向け貸家住宅		2/3（1/2～5/6）	1/2	5年度分	R9.3.31	減額特例	
10	マンション大規模改修（長寿命化）		1/3（1/6～1/2）	1/3	1年度分	R9.3.31	減額特例	

1 使用料・手数料の概要

1 使用料・手数料とは

(1) 使用料

地方自治体が所有する公共財産や施設を使用するために使用者が負担する料金。
入館料（個人単位の使用料）と貸館料（貸出範囲ごとの使用料）に分けられる。

(2) 手数料

地方自治体が提供する特定の行政サービスや手続きに対して申請者が負担する料金。

【地方自治法から抜粋】

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

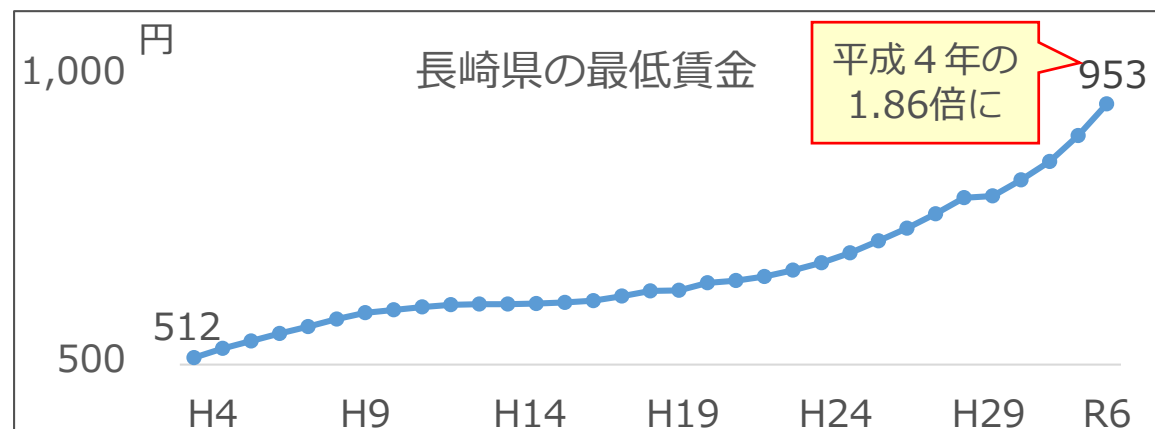
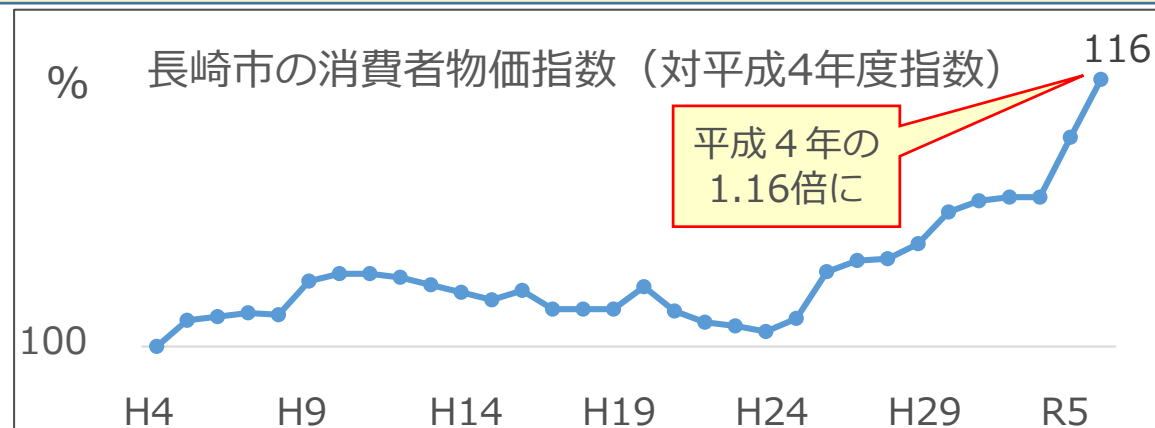
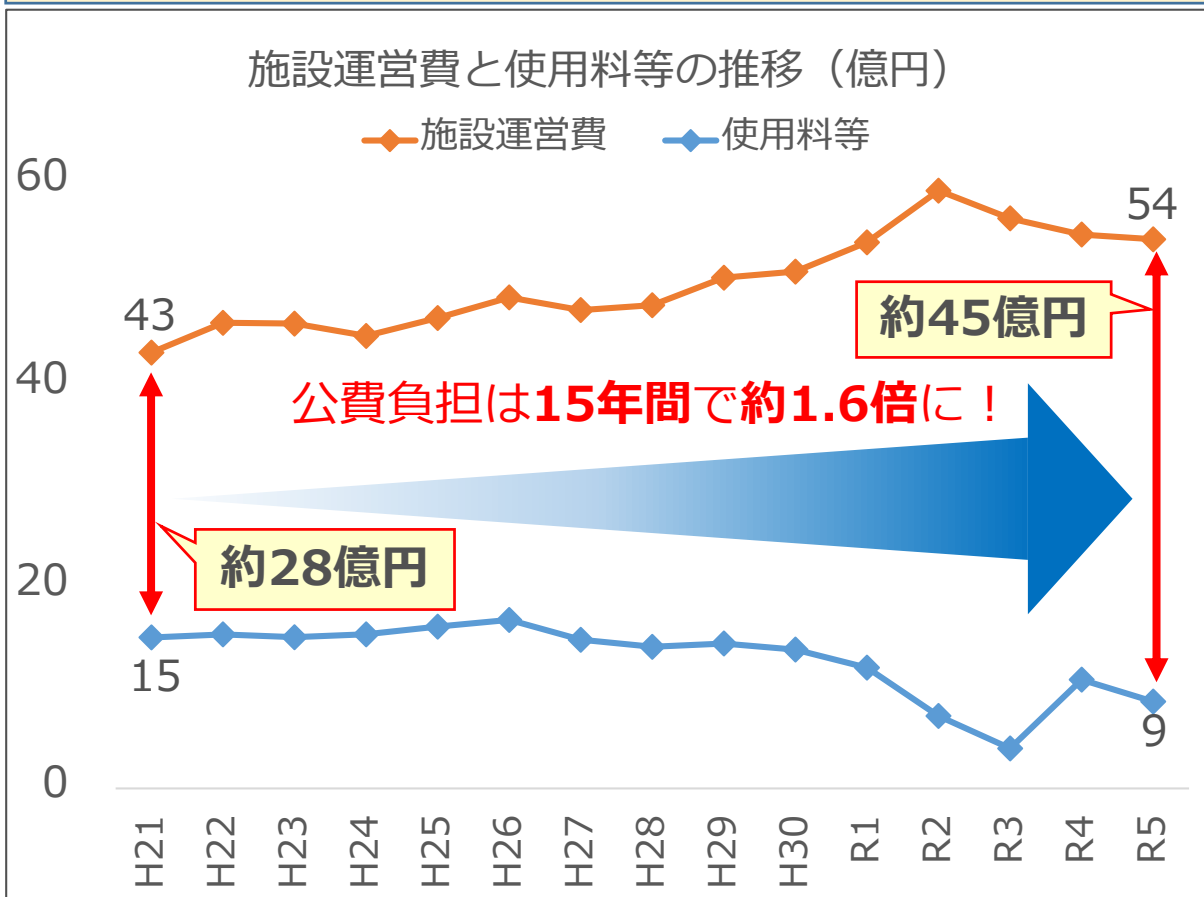
第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。（以下省略）

2 見直しの背景

(1) 現状（問題点）

平成4年度に全庁的な見直しを行って以降、消費税の転嫁を除き、料金を改定していない。

- ▶ 施設運営費と使用料等の差は、公費負担（すべての市民で負担）しているが、この差は**大きく乖離**しており、結果として、税による負担の増加、つまり、**施設を使用しない人の負担が増加**している。



2 見直しの背景

(2) 課題解決にむけて（長崎市がめざす状況）

ア 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化及び持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、**使用料等収入**及び利用者数の明確化

イ コスト適正化の取組み

(ア) 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

(イ) 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策や運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付**を検討する。

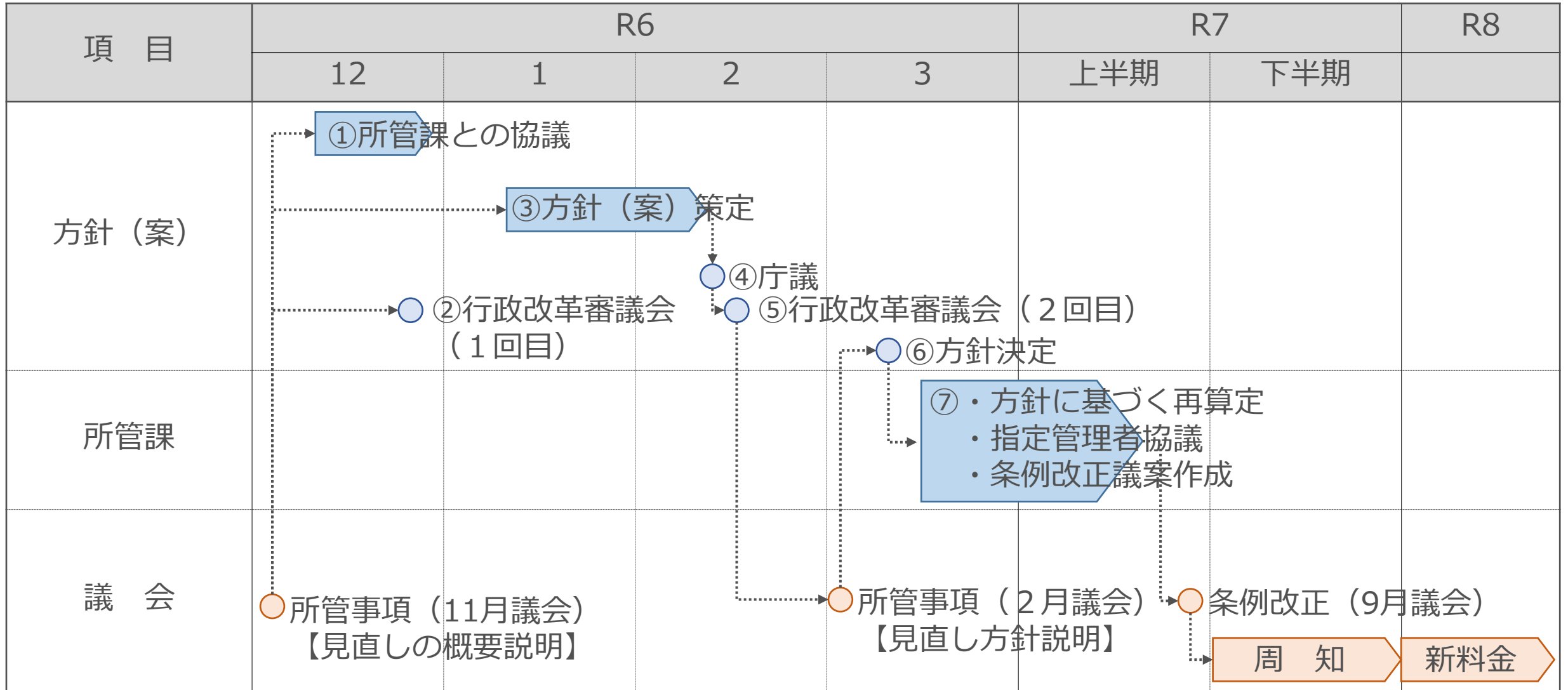
受益者負担・**公共施設運営の適正化**

ウ 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

2 見直しの背景

(3) 今後のスケジュール



2 使用料・手数料の見直し方針（案）

1 使用料の基本的な考え方

(1) 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

$$\text{使用料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担率}$$

(2) 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

ア 施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
イ 施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

1 使用料の基本的な考え方

(3) 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、次の2つの要素から施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

ア 民間によるサービス提供度

イ 市民生活上の必要性

【受益者負担率】

高い ↑ 民間によるサービス提供度 ↓ 低い	受益者負担率：50% 市民生活上、必要なもの（全市民が利用）で、全国的に民間も同種（類似）サービスを提供しているもの。	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%以上 全国的に民間も同種（類似）サービスを提供しているもので、市民生活上、必ずしも必要なものではない（特定の市民が利用）もの。	
	受益者負担率：25%	受益者負担率：50%	受益者負担率：75%	
	受益者負担率：0% 市民生活上、必要なもの（全市民が利用）で、全国的に民間が同種（類似）サービスを提供していないもの。	受益者負担率：25%	受益者負担率：50% 市民生活上、必ずしも必要なものではなく（特定の市民が利用）、全国的に民間が同種（類似）サービスを提供していないもの。	
	高い ←	市民生活上の必要性		→ 低い

2 使用料・手数料の見直し方針（案）

2 使用料の算定

(1) 算定方法

■入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

こども料金

小学生、中学生及び高校生の使用料は、さらに**50%**を乗じて求める。
なお、未就学児は**無料**とする。

■貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

2 使用料の算定

(2) 個別事由による算定

施設の設置目的に鑑み、財政課と協議のうえ、**使用料を別途設定**することができる。

(3) 類似施設間での使用料の統一

同一の使用用途・規模の施設であれば、同一のサービスが提供できるため、施設の「古い」「新しい」に関わらず、統一した使用料を設定する。

(4) 料金体系の整理

貸館施設については、原則、1時間単位での貸出及び料金設定で統一する。

(5) 市民以外の使用料

市民と市民以外の者の使用料については原則格差は設けないが、施設の実態に応じて設定可能とする。

(6) 団体料金

団体料金については、原則廃止する。

(7) 激変緩和措置

使用料算定の結果、従来の使用料と比べて急激な値上げとなり、市民生活への影響が懸念される場合が考えられるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではないと認められる場合はこの限りではない。

見直し前の単価	激変緩和措置	適用期間
～250円	2倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

3 使用料の減免

(1) 基本的な考え方

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**である。

このため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

ア 合理的な理由

(ア) 長崎市及び長崎市の機関が使用する場合（公共利益の確保、手続きの円滑化、相互協力）

(イ) 減免することで市の施策（社会福祉の向上や教育の推進など）が更に推進される場合

イ 減免率

合理的な理由に基づき、次の通り減免率を設定する。

(ア) 受益者負担分を全額公費で負担する ▶ 減免率100%

(イ) 受益者負担分の一部を公費で負担する ▶ 減免率 50%

3 使用料の減免

(2) 合理的な理由

項目	減免率	理由
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合		
(ア) 本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%	公共の利益を考慮し、使用料を全額減免する
(イ) 国、他の地方公共団体、公共団体、又は公共的団体において、本市と協議等のため公用財産を使用するとき	100%	本市との協議等で利用するため、相互協力の観点から使用料を全額減免する。
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合		
(ア) 特定の者が施設を利用する場合		
a 市内在住の身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者	100%	■ 障害者の自立や社会参加を促すため。 ・ 障害者は、医療費や介護費用など経済的負担が大きく、収入面の制約がある場合も多い。 ・ 駐車場等は、民間の駐車場や交通機関との関係性を考慮し、一部減免とする。

3 使用料の減免

(2) 合理的な理由

項目	減免率	理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合		
(イ) 施設の設置目的と団体本来の目的が合致する公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合		
a 市内の心身障害者団体、その育成団体又は社会福祉事業を行う団体が福祉事業で施設を利用するとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公民館等：100% ■ 上記以外：50% 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者の社会参加を促進する公共性が高い活動である。 ■ 「市民生活上の必要性」が一定高く、「民間によるサービスの提供度」が低いものは全額減免、それ以外は50%減免とする。
b 市内に所在する児童福祉施設又は学校が、保育又は教育目的のために施設を利用するとき	100%	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育や福祉に関する公共性が高い活動で、児童生徒の地域学習に貢献できる。 ■ 子どもは等しく教育を受ける権利を有するため、市立・民間を問わず全額減免とする。
c 社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公民館等：100% ■ 上記以外：50% 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会教育に関する公共性が高い活動で、児童生徒の教育の推進に貢献できる。 ■ 「市民生活上の必要性」が一定高く、「民間によるサービスの提供度」が低いものは全額減免、それ以外は50%減免とする。

3 使用料の減免

(2) 合理的な理由

項目	減免率	理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合		
(イ) 施設の設置目的と団体本来の目的が合致する公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合		
d 自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公民館等：100% ■ 上記以外：50% 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自治体の基盤機能に関する公共性が高い活動で、地域活動の振興に貢献できる。 ■ 「市民生活上の必要性」が一定高く、「民間によるサービスの提供度」が低いものは全額減免、それ以外は50%減免とする。
e 文化、スポーツ振興団体が、文化、スポーツ等施設を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	50%	■ 文化やスポーツの振興を図る公共性が高い活動であるため、50%減免とする。
(ウ) その他		
a 市長が特に必要と認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 100% or ■ 50% 	■ 市の施策を推進するため。

3 使用料の減免

(3) 合理的な理由に該当しない場合

項 目	理 由
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合	
(ア) 国、他の地方公共団体、公共団体、又は公共的団体において、公の施設を使用するとき	積極的に減免する理由がないため。
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合	
(ア) 特定の者が施設を利用する場合	
a 年齢による減免で、当初想定していた減免の効果が薄れているもの	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者（60歳以上）数は過去20年間で人口の2割から4割以上へ倍増しているが、今後も高齢化率は増加が見込まれており、世代間の負担の公平性が崩れてきている。 また、介護予防の観点から外出のきっかけとして高齢者減免を推奨していた経過もあったが、現在では身近な場所で高齢者ふれあいサロンなど多種多様な介護予防が行われており、減免の目的が薄れている。 ■ こども料金は、大人よりも低額な料金を設定しており、学校や保育施設等が利用するときは全額減免するなど料金設定しているため。
(イ) その他	
a 減免の具体的な効果が不明瞭なもの	-

4 手数料の考え方

(1) 算定方法

手数料は、当該事務に係る「原価（コスト）」と「受益者負担」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担率（100\%）}$$

(2) 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

(3) 個別事由による算定方法

法律や国の通知、県の条例によって定めがあるもののほか、国・県等との統一的な考えの元に料金設定する場合は、算定根拠を明らかにしたうえで算定することができる。

(4) 激変緩和措置

原価計算の結果、現行の手数料と比べて急激な値上げとなり、市民生活への影響が懸念される場合が考えられるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。

見直し前の単価	見直し結果の単価伸び率の制限	適用期間
～250円	2倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

5 その他

(1) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として5年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

(2) 指定管理者導入施設への対応

指定管理者制度を導入する施設で利用料金制を採用する施設にあっても、当該周期は合わせることとし、協定変更等の対応を行う。

(3) 見直しの対象施設

「対象外」以外のすべての使用料・手数料を対象とし、無料施設についても有料化を検討する。

【対象外】

ア 使用料

法令等で料金や算定方法が定められており、市の裁量がないもの。

(例)	図書館	図書館法第17条
	市営駐車場	駐車場法第6条第2項
	市営住宅の家賃	公営住宅法施行令第2条
	夜間急患センター使用料	診療報酬の算定方法（平成20年3月5日 厚労省通知）

イ 手数料

地方公共団体の手数料の標準化に関する政令に定める事務（長崎市手数料条例別表第2に定める事務）

3 長崎市行政改革審議会からの意見・質問

1 主な意見等

使用料・手数料の見直しは行政改革の一部であるため、長崎市行政改革審議会から意見聴取を行った。結果は次のとおり。

意見	対応
見直し方針について、市民の意見を聴取する考えはあるか。	この見直し方針は、受益者負担の適正化に基づく使用料・手数料の設定方法を定めるものであるため、市として決定していくこととしている。
使用料・手数料が上がると市民から反対の意見が出ると思うので、説明はしっかり行うこと。	施設の運営コスト等をお示ししたうえで、受益者負担の考え方をしっかり説明したいと考えている。

質問	回答
この見直しによって、現在の赤字分はどれくらい改善するのか。	この方針に基づき、各所管課において、使用料・手数料を再算定するため、現段階では具体的な金額をお示しが難しいが、赤字分は圧縮する見込みである。